

第7章 協 力 及 び 応 援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者四国地方整備局長は、自らが管理する重信川水系及び肱川水系において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<河川管理者四国地方整備局長>

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (4) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- (5) 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）
- (6) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

河川管理者愛媛県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<河川管理者愛媛県知事>

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (4) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- (5) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

なお、洪水、津波又は高潮により河川管理施設の被害が予想される場合は、水防管理団体と共に河川管理者がその被害を防止する措置を講じる。

第2節 徳島県及び高知県との協定事項

銅山川、仁淀川(面河川)、広見川、篠川等下流の徳島県及び高知県との境界における関係水防管理者は、水防については互いに協力応援するものとする。

- (1) 下流の水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域内の支障のない範囲内で水防作業あるいは必要な資材及び器材類をもって応援するものとする。
- (2) 前項の各水防管理者は、相互の情報を連絡する箇所及び使用する通信施設等を定め、情報連絡をとる。

第3節 応援及び相互協定

1 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。又、水防管理者及び地方局建設部長、土木事務所長は、あらかじめ次の事項について協定しておくものとする。

- (1) 水防用電話、無線が不通になったときの警察電話、無線使用について
- (2) 法第22条に規定する警察官の援助要求について
- (3) 法第29条に規定する退避について
- (4) 一般被害、土木災害の情報交換について
- (5) 災害時における水防活動車両の運行に関する協力要請について
- (6) その他水防について

3 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

- (1) 水防管理者は、緊急の場合は法により必要に応じて他の水防管理者、市町村長、消防団長に対して応援を求めることができる。
- (2) 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して、相互協定し、水防計画に定めるものとする。

4 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊中部方面特科連隊第4大隊長に災害派遣を要請するものとする。

この際、現地責任者(水防本部長、関係水防管理者、地方局建設部長及び土木事務所長)は、次の事項に留意する。

(1) 自衛隊の受入れ・連絡体制

自衛隊災害派遣が決定した場合、速やかに派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等

の受入れ準備をするとともに、派遣部隊の活動に対する協力等の連絡調整等の連絡にあたらせる。

(2) 誘導及び他の災害救助復旧機関との競合重複排除

応援のため派遣された自衛隊の当初の誘導及び自衛隊の活動が、他の機関と競合重複しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 作業計画及び資器材の準備

自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資器材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講ずる。

第4節 ダム水防連絡協議会

ダム管理事務所長は、毎年出水期前に、利用者、地元、警察署及び水防関係者で組織する水防連絡協議会を開催し、下記の事項について協議し、その結果について河川課に報告するものとする。

(1) 各ダムの役割及び放流計画

(2) ダム放流操作に関する情報提供

(3) その他水防に必要な事項

第5節 大規模氾濫に関する減災対策協議会

大規模氾濫に関する減災対策協議会は、水害を防止し、又は軽減するために、水防に関する連絡及び調整の円滑を図るとともに、激甚化・頻発化する水災害に対して、あらゆる関係者が一体となって治水対策に取り組む「流域治水」により、大規模氾濫等に備えた防災・減災対策を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

地方局建設部長及び土木事務所長は、毎年出水期前に管内の水防管理団体（市町）、消防機関、警察署、その他水防関係機関にて組織する大規模氾濫に関する減災対策協議会を開催し、下記の事項について協議するとともに、重要水防箇所の合同点検を実施し情報共有を図るものとする。

なお、開催結果について河川課に報告するものとする。

(1) 水災による被害の軽減に資する取組について

(2) 水位情報等の連絡について

(3) 危険防止対策について

(4) 水防資器材の補充応援について

(5) 避難対策について

(6) 水門、樋門の管理、操作について

(7) 流域治水について

(8) その他水防に関する事項

流域治水プロジェクト策定河川

No	協議会名	委員	流域治水プロジェクト 策定河川				策定日 (協議会開催日)
			策定数	一級水系	二級水系	準用河川	
①	四国中央土木事務所管内 減災対策協議会	【市】四国中央市長他 【県】四国中央土木事務所長 【警察】四国中央警察署長 【消防】四国中央市消防本部消防長	2		(二)金生川 (二)関川		R3.12.22
②	東予地方局建設部管内 減災対策協議会	【市】新居浜市長他、西条市長他 【県】東予地方局建設部長、鹿森ダム・黒瀬ダム管理事務所長 【警察】新居浜・西条・西条西警察署長 【消防】新居浜市・西条市消防本部消防長	5		(二)国領川 (二)東川 (二)渦井川 (二)加茂川 (二)中山川		R3.12.15
③	今治土木事務所管内 減災対策協議会	【市町】今治市長他、上島町長他 【県】今治土木事務所長、玉川ダム・台ダム管理事務所長 【警察】今治・伯方警察署長 【消防】今治市・上島町消防本部消防長	2		(二)蒼社川 (二)浅川		R3.11.30
			2		(二)頓田川 (二)中川		R5.2.27
④	中予地方局建設部管内 減災対策協議会	【市町】松山市長、伊予市長、東温市長、松前町長、砥部町長 【県】中予地方局建設部長 【警察】松山東・松山西・松山南・伊予警察署長 【消防】松山市消防局長、東温市消防本部消防長、伊予消防等事 務組合消防本部消防長	1	(一)重信川			R3. 3.22
			(1)※	(一)肱川			R3. 3.19
			4		(二)立岩川 (二)大川 (二)宮前川 (二)大谷川		R3.12.24
⑤	久万高原土木事務所管内 減災対策協議会	【町】久万高原町長 【県】久万高原土木事務所長 【警察】久万高原警察署長 【消防】久万高原町消防本部消防長	1	(一)久万川			R3.12.16
⑥	大洲土木事務所管内 減災対策協議会	【市町】大洲市長、内子町長 【県】大洲土木事務所長 【警察】大洲警察署長 【消防】大洲地区広域消防事務組合消防本部消防長	1	(一)肱川			R3. 3.19
⑦	八幡浜土木事務所管内 減災対策協議会	【市町】八幡浜市長、伊方町長 【県】八幡浜土木事務所長 【警察】八幡浜警察署長 【消防】八幡浜地区施設事務組合消防長	2		(二)千丈川 (二)喜木川		R3.12.21
⑧	西予土木事務所管内 減災対策協議会	【市】西予市長 【県】西予土木事務所長 【警察】西予警察署長 【消防】西予市消防本部消防長、八幡浜地区施設事務組合消防長	(1)※	(一)肱川			R3. 3.19
⑨	南予地方局建設部管内 減災対策協議会	【市町】宇和島市長、鬼北町長、松野町長 【県】南予地方局建設部長、須賀川ダム・山財ダム管理事務所長 【警察】宇和島警察署長 【消防】宇和島地区広域事務組合消防長	1	(一)渡川			R3.12.13
			6		(二)須賀川 (二)来村川 (二)神田川 (二)辰野川 (二)広見川 (二)岩松川		R3.12.13
			1		(二)立間川		R3.3.5
			1		(準)畑枝川		R3.12.13
⑩	愛南土木事務所管内 減災対策協議会	【町】愛南町長 【県】愛南土木事務所長 【警察】愛南警察署長 【消防】愛南町消防本部消防長	2		(二)僧都川 (二)蓮乗寺川		R3.12.14
合計			31	4	26	1	

(一)肱川及び(一)重信川水系流域治水プロジェクトは、国が主体となる肱川及び重信川減災対策協議会において、国・県・関係市町が協働して策定した。
※肱川は大洲土木事務所管内減災対策協議会でカウントする。